

株式会社ダンロップスポーツマーケティング
ゴルフ市場活性化プログラム「ダンロップゴルフアンバサダー」会員規約

■第1章「アンバサダー規約」

第1条（適用）

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ダンロップスポーツマーケティング（以下「当社」といいます）が運営する「ダンロップゴルフアンバサダー」サービス（以下「本サービス」といいます）に関し、本サービスへの入会者（以下「アンバサダー」といいます）と当社との間に適用される条件を定めるものです。本規約は、アンバサダーが本サービスをご利用になる場合の一切の事項に適用されません。

第2条（本規約の改定）

1. 当社は、関連法令又は行政指導の改正等、経済情勢の変動、新サービスの展開、類似サービスにかかる規約との統合、その他本サービスの利用に関する事情に鑑み、本サービスの安定的かつ継続的な提供という本規約に基づく契約の目的を達成することが困難と当社が判断した場合は、民法第548条の4の規定に基づき、会員規約を変更または一部廃止することができるものとします。
2. 本規約の改定は、特に適用開始時期を定めない限り、当社が改定後の本規約を当社ウェブサイト（<http://golf.dunlop.co.jp/>）（以下「アンバサダーサイト」といいます）において周知し、当社が定めた効力発生日をもって効力が生じるものとします。

■第2章「アンバサダーの資格等」

第3条（アンバサダー）

アンバサダーとは、当社所定の申込みフォームにより本サービスへの入会を申し込み、当社の承認を受けた方をいいます。入会希望者は、本規約に同意の上で本サービスへの入会を申し込むものとし、アンバサダーとなった場合には、この本規約に同意したものとみなします。

第4条（入会資格）

本サービスへの入会資格は、次の各号の条件全てを満たすこととします。但し、入会資格のある方であっても、当社が不相当と認める場合には、入会を承認しない場合があります。

- （1）社会人サークル、会社内でのゴルフサークルに参加している、または、定期的に社内ゴルフコンペや友人とのゴルフコンペを行っている方。
- （2）本サービスへの入会希望者自身が主催する5組20人以上のゴルフコンペを、年間で2回以上開催できる方。
- （3）本サービスに基づき提供されたゴルフコンペ景品を使用したゴルフコンペの終了後、必ず第26条第1項の成績表、集合写真、コンペ景品写真、活動報告書、および受領書を送付できる方。
- （4）本サービス開始日（本サービスへの参加者の都度の募集ごとに区別される本サービスの実施機会ごとに、当社が定める日をいいます。以下同じ）時点の年齢が満20歳以上55歳以下である方。
- （5）定職に就いている方。
- （6）個人情報保護に関する法律第2条第5項に定める「個人情報取扱事業者」に該当しない方。

- (7) 継続的に電子メールおよび電話での連絡が可能な方。
- (8) 当社または本サービスの名誉を毀損し、または秩序を乱す恐れのない方。
- (9) 過去にゴルフ場、ゴルフ練習場、ゴルフスクールまたは当社に関連する施設で除名または会員資格の停止、もしくはそれに類する処分を受けた事がない方。
- (10) 破産手続開始・民事再生手続開始等の申し立て、その他これに類する手続きがなされていない方。
- (11) 金融取引停止処分などを受けていない方。
- (12) 差押・仮差押・仮処分等の執行を受けていない方。
- (13) 本人又は代理人が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）ではない方。
- (14) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしておらず、また、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していない方。
- (15) 刺青・タトゥー（タトゥーシールを含む）をしていない方。
- (16) ゴルフその他の運動をする上で身体上、健康上の問題(感染性の疾病等、第三者の健康を害するおそれを含む)がない方。
- (17) 外国籍の方については、在留カードまたは特別永住者証明書を有している方。

第5条（選考）

1. 当社は、本サービスへの入会申込者について、その入会の可否を審査するため、選考を行うものとします。
2. 選考は、入会申込時にご登録いただいた情報を元に選考を行い、当社が任意に合格者を決定できるものとします。
3. 選考結果は、電子メールまたは電話により合格者にのみご連絡いたします。

第6条（入会の承認、本人確認証明書）

1. 選考合格者には、選考結果の連絡後、本人確認証明書を提出いただくものとし、当該提出をもって、本サービスへの入会意思の最終確認とさせていただきます。
2. 当社は、前項の本人確認証明書が当社の定める期限内に提出されたときに、当該選考合格者の本サービスへの入会を承認するものとし、その承認の旨を選考合格者に通知するものとします。ただし、提出期限を過ぎても本人確認書類の提出がない場合、選考合格の地位は失効するものとします。
3. 次の各号のいずれか一つにでも該当する場合は、当社の裁量により、本サービスへの入会を承認しないか、本人確認証明書の再提出を求めることができます。
 - (1) 本サービスへの入会申込時に当社所定フォームに記入した内容と本人確認証明書上の内容が異なる場合。
 - (2) 本人確認証明書の記載内容に漏れがあった場合。
 - (3) 本人確認証明書上の文字の読み取りが困難な場合。
4. 本人確認証明書の送付の際に発生する送料は当選者負担とさせていただきます。

第7条（アンバサダー資格の譲渡禁止）

アンバサダーは、アンバサダーとしての地位あるいはアンバサダーとして当社に対して有する権利または義務、その他アンバサダーとしての権利または義務（以下これらを総称して「アンバサダー資格」と

います)を第三者に譲渡し、貸与または引き受けさせもしくは担保の目的とすることはできません。

第8条 (変更の届出)

アンバサダーは、住所、電話番号、勤務地、所属サークル、その他の登録情報(本サービスへの入会申込時に当社所定フォームに記入した内容、またはその内容が本条の手続きにより変更された場合はその変更後の内容を言います。以下同じ)の内容に変更が生じた場合には、当社が別途定める方法で、すみやかに変更内容を当社に届け出るものとします。アンバサダー自身がこの変更の届出を怠ったことによりアンバサダーが被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

第9条 (退会)

本サービスは1年間の継続が前提の為、病気、怪我、転居など当社がやむを得ないと判断した場合を除いて原則としてアンバサダーの退会は認めません。なお、アンバサダーが本サービスの退会を希望する場合には、当社の所定の退会手続を行うものとし、退会手続後、当社が承認したときをもって、アンバサダーは本サービスを退会しアンバサダー資格を失うものとします。アンバサダーが死亡した場合には、当該アンバサダーは本サービスのアンバサダー資格を失うものとします。

第10条 (除名・一時停止)

1. アンバサダーが次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合には、当社は何らの通知、催告をすることなく、ただちに当該アンバサダーを本サービスから除名できるものとし、除名により当該アンバサダーはアンバサダー資格を喪失するものとします。
 - (1) 第26条第1項の成績表、集合写真とコンペ景品写真、受領書、および同条第2項の個人情報同意書面を期限内に送付いただけないことが2度繰り返されたとき。
 - (2) 第30条各号に定める禁止行為を行ったとき。
 - (3) 前各号の他、本規約に違反したとき。
 - (4) 登録情報に虚偽があったとき。
 - (5) 第4条各号の条件のいずれかに該当しないこととなったとき。
 - (6) 第31条第6項における「電子DM一時停止」の状態が6ヶ月以上継続したとき。
 - (7) その他、アンバサダーとして不適当と当社が判断したとき。
2. 当社は、アンバサダーが前項各号の事由に該当するおそれがあると判断したときは、何らの通知、催告をすることなく、ただちに当該アンバサダー資格を一時的に停止することができるものとします。

■第3章「本サービスの内容および運営」

第11条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は、以下の各号に定めるものとします。
 - (1) アンバサダーが主催する5組20人以上のゴルフコンペ(以下「適格コンペ」といいます)のためのゴルフコンペ景品の無償提供。ただし、本サービスの有効期間中3回までに限るものとします。
 - (2) アンバサダーサイトにおいて本サービスの内容として掲示されたもの。
 - (3) その他当社からアンバサダーに対して電子メールにて本サービスの内容を通知したサービスがある場合は、そのサービス。

2. 前項第3号に基づき当社が通知した事項は、アンバサダーの了承を得ることなく、当社が任意の時期に任意に変更できるものとします。

第12条（本サービスの有効期間）

本サービスの有効期間は、本サービス開始日から11ヶ月とします。

第13条（年会費等）

本サービスの年会費、利用料は無料とします。

第14条（アンバサダーの自己負担）

1. アンバサダーは、本サービスを利用するに際して必要となるパソコン等の機器・ソフトウェア・その他設備、インターネット接続サービス、その他の回線利用サービス、その他本サービスの利用に必要な一切の準備については、自己の費用と責任において調達、手配および維持するものとします。
2. アンバサダーは、本サービスにより提供されるゴルフコンペ景品を除く全てのゴルフコンペ景品の調達費用、ゴルフコンペを行うゴルフ場までの交通費、ゴルフコンペを行うゴルフ場の利用料（プレー料金を含む）および本サービスを利用するに際して要するその他の費用を自己負担するものとします。

第15条（本サービスの変更等）

本サービスは、アンバサダーの了承を得ることなく、適宜内容が追加され、または内容や名称等が変更され、あるいは中止される場合があります。

第16条（知的財産権）

本サービスにかかわる一切のコンテンツの著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権は、すべて当社に帰属します。

第17条（肖像権）

アンバサダーは、本サービスを利用して実施されるゴルフコンペの取材などを通じて得たアンバサダーの写真、動画（映像）を、当社のホームページ上に掲載するなどの形式で当社が利用することに同意するものとします。

■第4章「コンペ景品」

第18条（コンペ景品の内容、変更等）

1. 当社が本サービスとしてアンバサダーから利用申請のあった適格コンペに対して提供する景品は、当社がアンバサダーに本サービスの内容としてあらかじめ通知した景品類とします。なお、適格コンペの参加者の人数が多数となった場合には、当社の判断により参加人数に応じて追加で当該コンペへの景品（以下本条に基づき提供される景品を総称して「コンペ景品」といいます）を無償で提供いたします。
2. 当社は、アンバサダーの了承を得ることなく、前項に基づき提供するコンペ景品を、任意の時期に任意に変更（コンペ景品の品目の変更に限らず、品目の追加または削減も含まれます）することができるものとします。なお、当該変更にあたっては、変更後のコンペ景品が、種類、市場価格またはその他の面において変更前のコンペ景品と同等の物品であることは保証いたしません。

3. 前項の変更は、当社がアンバサダーに対し変更後の内容を電子メールにて発信したときをもって効力を生じ、同時にアンバサダーの了承があったものとみなします。

第19条（コンペ景品の送付）

1. コンペ景品は、本サービスに基づくアンバサダーからのコンペ景品の提供依頼（以下「利用申請」といいます）に基づき、当社から、当該利用申請において指定されたゴルフ場にお送りいたします。
2. 当社が利用申請において指定された場所以外の場所にコンペ景品を送付した場合を除き、アンバサダーによるコンペ景品の受取りに関して当該アンバサダーに不利益、損害が発生しても、当社はその責任を一切負わないものとします。
3. アンバサダーがコンペ景品を受け取ることができなかつた場合は、当該アンバサダーからの利用申請は失効するものとし、当社はそれに伴う当該アンバサダーの不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の重過失により当該アンバサダーがコンペ景品を受け取ることができなかつた場合はこの限りではありません。

第20条（返送）

次の各号のいずれか一つにでも該当する場合はコンペ景品を当社住所（東京都港区港南一丁目6番41号株式会社ダンロップスポーツマーケティングDGAプログラム運営事務局）にご返送いただきます。ただし、以下の各号の事由が天災その他やむをえない事由により生じたものと当社が判断した場合については、この限りではありません。

- （1）提供されたコンペ景品の利用を中止した場合。
- （2）提供されたコンペ景品の利用を延期した場合。
- （3）アンバサダーの故意または過失によりコンペ景品の破損した場合。
- （4）適格コンペの参加者が20名未満であった場合。

第21条（交換）

次の各号のいずれかに該当した場合には、コンペ景品の交換、代替品の送付など当社が適当と判断する措置をとらせていただきます。ただし、アンバサダーが当該措置を当社に要請する場合には、コンペ景品受領後、直ちに当社に通知しなければなりません。

- （1）利用申請した内容と異なるコンペ景品がアンバサダーに送付された場合。
- （2）アンバサダーがコンペ景品を受領した時点で当該コンペ景品が破損していた場合。

第22条（コンペ景品の転売）

アンバサダーが、当社から提供されたコンペ景品を、当該提供にかかる利用申請の対象たるゴルフコンペ（以下「申請コンペ」といいます）の景品として使用せずに転売した場合は、コンペ景品相当額または転売価格のいずれか高い額を当社に支払うものとします。

■第5章「アンバサダーの義務および責任」

第23条（規約の遵守等）

アンバサダーは、本規約を遵守して本サービスを利用するものとします。本サービスの利用に当たって、当社が定めた手続きがある場合には、アンバサダーは当該手続きを経て、本サービスを利用するものと

します。

第24条（利用申請）

1. アンバサダーは、当社指定の電子メールアドレス（以下「当社メールアドレス」といいます）あてに、申請コンペの開催の3週間前までに所定の事項を連絡することにより、利用申請をすることとします。
2. 利用申請は、適格コンペに関してのみ行えるものとし、適格コンペ以外のゴルフコンペについての利用申請はできないものとします。

第25条（本サービスの利用）

アンバサダーは、本サービスの有効期間中、適格コンペを2回以上開催し、そのうち2回以上の適格コンペについて利用申請をしなければならないものとします。ただし、第11条第1項第1号に定めるゴルフコンペ景品の提供回数の上限を超えて利用申請をすることはできないものとします。

第26条（成績表、集合写真とコンペ景品写真の送付）

1. アンバサダーは、申請コンペの開催日から2週間以内に、当社所定の連絡先に、以下の各号に掲げるものを送付しなければなりません。
 - (1) コンペを行った証明として、申請コンペの成績表（以下「成績表」といいます）
 - (2) 当該申請コンペ当日に撮影した当該申請コンペ参加者の集合写真（以下「集合写真」といいます）
 - (3) 当該申請コンペにおいてアンバサダーが本サービスに基づき景品提供の申請をしたコンペ景品を当該コンペ参加者に提供している写真（以下「コンペ景品写真」といいます）
 - (4) コンペの日時、内容、感想などの事項を記入する当社指定の活動報告書（以下「活動報告書」といいます）
 - (5) アンバサダー自身が記名した景品の受領書（以下「受領書」といいます）
2. アンバサダーは、当社が成績表に記載されている者、集合写真に写っている者およびコンペ景品写真に写っている者（以下「コンペ参加者」といいます）の個人情報を取得することについて、当社が指定する書式による個人情報の取得・利用等に関する書面（以下「個人情報同意書面」といいます）にコンペ参加者の署名を取得する方法により、当社に代わってコンペ参加者の同意を得るものとします。コンペ参加者の署名済みの個人情報同意書面は、前項の成績表集合写真、コンペ景品写真、および受領書を併せて、当社に送付することとします。
3. 成績表は、申請コンペの開催日時・開催ゴルフ場名・参加者全員のスコアを記載したものに限り、当該記載のないその他の証明書等は本規約にいう成績表とはみなさないものとします。
4. 成績表、集合写真、コンペ景品写真、コンペ参加者全員分の個人情報同意書面、活動報告書、および受領書を期日までに送付しただけなかった場合、コンペ景品を当社にご返送いただくものとします。
5. ゴルフコンペの参加者数や開催日時など、成績表に記載の内容と利用申請時の連絡内容に齟齬があった場合、コンペ景品を当社に返送いただくものとします。
6. 集合写真に写っている人数が、利用申請時に連絡されたゴルフコンペ参加予定者数の75%以下であった場合、当該利用申請にかかるコンペ景品を当社に返送いただくものとします。
7. コンペ景品写真に当社が送付した景品が写っていなかった場合、当該利用申請にかかるコンペ景品を当社に返送いただくものとします。
8. 当社は、成績表、集合写真とコンペ景品写真は申請コンペの実施の有無の確認のためにのみ使用し、確認ができ次第、これらを破棄するものとします。

第27条（送料）

1. 当社からアンバサダーに送付するコンペ景品の送料は当社負担とします。
2. コンペ景品をご返送いただく際の送料はアンバサダー負担とします。ただし、第21条の場合によりご返送いただく際の送料は、当社負担とします。
3. アンバサダーから当社にご送付いただく成績表・集合写真・コンペ景品写真・受領書の送料はアンバサダー負担とします。

第28条（受取拒否）

当社は、アンバサダーが当社指定以外の方法によりコンペ景品または成績表・集合写真・コンペ景品写真・受領書を送付された場合には、その受取りを拒絶することがあります。

第29条（アンバサダーの責任）

1. アンバサダーは、本サービスを自己の責任において利用するものとし、本サービスに関連する行為、発言、発信について一切の責任を負うものとします。
2. アンバサダーは、第三者（他のアンバサダー、申請コンペの参加者を含みますが、これらに限りません。以下本項において同じ）から本サービスに関連して要求、クレーム等を受け、または第三者に対して本サービスに関連して要求、クレーム等がある場合には、自己の責任と負担において、これらの要求、クレーム等およびこれらに起因する紛争を処理解決するものとし、当社に一切迷惑または損害を与えないものとします。
3. アンバサダーは、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第30条（禁止行為）

本規約で特に定めた事項の他、アンバサダーは、本サービスの利用に関連して、以下の各号の行為を自ら行い、または第三者に行わせてはならないものとします。

- （1）コンペ景品の転売、その他申請コンペの景品以外の用途へのコンペ景品の使用（申請コンペの景品として使用される前の転売または使用に限る）
- （2）アンバサダーとなること、アンバサダーであることまたはコンペ景品をゴルフコンペの景品として使用することに関する、金銭その他の対価（謝礼、参加費、コンペ景品の対価その他名目を問いません）の收受。
- （3）成績表、集合写真、コンペ景品写真、受領書、個人情報同意書面の偽造、変造または改ざん。
- （4）強迫、欺罔その他の不正な手段により個人情報同意書面に署名させる行為。
- （5）他者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為。
- （6）他者の財産権、プライバシーもしくは肖像権等の人格権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為。
- （7）犯罪的行為、または犯罪に結びつき、あるいは結びつく恐れのある行為。
- （8）虚偽情報の流布行為。
- （9）無限連鎖講の開設または勧誘行為。
- （10）営利を目的とした一切の行為、およびその準備行為、予備行為。
- （11）名義を偽って本サービスを利用する行為。
- （12）選挙運動またはこれに類する行為。

- (13) 猥褻、児童ポルノ、児童虐待に相当する画像、文書等の送信行為。
- (14) ウィルス等の有害なプログラムの送信行為、あるいは受信可能な状態におく行為。
- (15) 本サービスの運用を妨げ、または妨げる恐れのある行為。
- (16) 当社の信用、財産を毀損し、または毀損する恐れのある行為。
- (17) 申請コンペの開催場所たるゴルフ場の施設、付帯設備、什器、備品等を破損・紛失する行為。
- (18) その他法令に違反する行為、または公序良俗に反する行為。
- (19) その他当社が不相当と判断する行為。

■第6章「電子メールの送受信、送付物の送付」

第31条（電子メールの送受信）

1. アンバサダーは、当社に電子メールを送信する際には、登録情報上の電子メールアドレスを使用し、メールアドレス宛てに送信するものとします。
2. 登録情報と異なるメールアドレスにて電子メールの送信を行った場合に、当該アンバサダーに不利益、損害が発生しても、当社はその責任を一切負わないものとします。
3. アンバサダーは、当社からの電子メールに返信を行う場合、当社所定の方法により返信するものとします。
4. アンバサダーが送信する電子メールの内容（本文、件名、送信先、ヘッダ情報等の一切を含む）に関しては、アンバサダーが自己の責任で作成するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、アンバサダーに電子メールを送信する際は、登録情報上の電子メールアドレス宛てに送信するものとします。
6. 当社からの電子メールの不達が2週間にわたり続いた場合、該当アンバサダーは自動的に「電子DM一時停止」の設定となります。この設定はアンバサダー本人が変更しない限り継続するものとします。

第32条（送付物の送付、受取り）

1. 本規約に別の定めがある場合を除き、当社のアンバサダーに対する送付物は、当社所定の方法により登録情報上の住所に送付するものとし、アンバサダーは登録情報上の住所にてこれを受け取るものとします。
2. 前項の送付物については、当社に故意または重過失がある場合を除き、アンバサダーによる送付物の受取りに関して当該アンバサダーに不利益、損害が発生しても、当社はその責任を一切負わないものとします。

■第7章「本サービス運営上の措置」

第33条（本サービスの利用の一時停止）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、アンバサダーの承諾なしに当該アンバサダーによる本サービスの利用を一時的に停止できるものとします。
 - (1) 電話、FAX、電子メール、郵便による連絡がとれない場合。
 - (2) アンバサダーに送付した送付物が返送されてきた場合。
 - (3) アンバサダーが第10条各号の一に該当し、または該当した疑いがあり、当社において当該ア

ンバサダーの除名を検討する場合。なお、本号による本サービスの利用の一時停止は、第10条による除名を妨げないものとします。

(4) 前各号の他、緊急性が高いと当社が判断した場合。

2. 前項の措置がとられたことにより、アンバサダーが本サービスを利用できずにアンバサダーに損害が発生した場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第34条（本サービスの提供の一時中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、アンバサダーに事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断できるものとします。

(1) 天災地変、その他外因的事由により、その災害がアンバサダー、申請コンペの参加者に及ぶと判断した場合。

(2) 停電、火災等、社会インフラの障害により本サービスが提供できない場合。

(3) 天災、戦争、暴動等の不可抗力で本サービスの提供ができない場合。

(4) インターネット回線の工事、メンテナンスなどの事由により本サービスの提供が困難と当社が判断した場合。

(5) 法令に基づく措置により本サービスが提供できない場合。

(6) 前各号の他、安全上、運営上、技術上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

2. 本サービスの全部または一部の中断を告知する場合は、災害等やむを得ない場合を除き、アンバサダーに電子メールで通知する方法によるものとします。

3. 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、本サービスの全部または一部の提供の一時中断がなされたことに起因して生じたアンバサダーおよび申請コンペの参加者の損害につき責任を負わないものとします。

第35条（本サービスの提供中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、電子メールでアンバサダーに事前に通知することにより、本サービスの全部または一部の提供を中止できるものとします。

(1) 法令の制定改廃または行政指導によりコンペ景品の提供が不可能となったとき。

(2) 災害その他の事情により、コンペ景品の提供が不可能となったとき。

(3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき。

(4) 前条により本サービスの全部または一部の提供を一時中断した後、再開のめどが立たないと当社が判断したとき。

2. 前項に基づき本サービスの全部または一部の提供の中止がなされた場合、当社は、これに起因して生じたアンバサダー、申請コンペの参加者の損害につき責任を負わないものとします。

第36条（損害賠償）

当社は、アンバサダーが第10条第1号ないし第4号に該当したことにより、またはその他アンバサダーの故意もしくは過失により、損害を被った場合は、当該アンバサダーに対し損害賠償を請求できるものとします。

第37条（登録情報）

1. 当社は、登録情報を、本サービスの運営に必要な限りにおいて利用することができるものとします。

2. 登録情報については、当社が定める期間の経過、情報量の超過、設備の保守管理上の必要性、本サービ

スの運営上の必要性、本規約違反の疑い、その他当社の判断により、当社は、アンバサダーに事前の通知をすることなく削除することができるものとします。ただし、このことは、当社が削除義務を負うことを意味するものではありません。

第38条（免責）

1. アンバサダー、申請コンペの参加者の責に帰する事由により、アンバサダー、申請コンペの参加者またはその他の第三者が受けた損害については、当社はその賠償の責を負わないものとします。
2. 本サービスの利用に際して発生した盗難、傷害、車両事故その他の事故については、それが当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
3. アンバサダー、申請コンペの参加者、申請コンペの開催場所たるゴルフ場、当該ゴルフ場の他の利用者のそれぞれの間に生じたトラブルについては当事者間にて解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスにより提供される情報について、その完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性等を保証するものではありません。
5. 当社は、登録情報の消失（当社による削除を含む）、他者による改ざんに関し、いかなる責任も負わないものとします。
6. アンバサダーが当社に送付物を送付する場合（コンペ景品をご返送いただく場合を含みます）に生じたアンバサダーと運輸会社とのトラブルについては、アンバサダーと運輸会社との間での解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、故意または重過失の場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任等、いかなる法律上の請求原因に基づく場合でも、アンバサダーが本サービスの利用に関連して被った損害、本サービスを利用できなかったことによる損害に関し、いかなる責任も負わないものとします。

■第8章「個人情報の保護」

第39条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスを通じて取得したアンバサダーの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、写真等個人情報の重要性を認識し、当社の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。当社のプライバシーポリシーは、当社ホームページ上の下記ページをご参照ください。

当社プライバシーポリシー：<https://sports.dunlop.co.jp/privacy.html>

第40条（コンペ参加者の個人情報）

当社は、本サービスを通じて取得したコンペ参加者の個人情報を、当社の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。当社のプライバシーポリシーは、前条に記載のホームページをご参照ください。

■第9章「その他」

第41条（管轄裁判所）

アンバサダーと当社との間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とするものとし

ます。

第42条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします

以上

株式会社ダンロップスポーツマーケティング

2020年3月31日